

令和5年度第1回教育委員会定例会 会議録

- ◇ **開催年月日** 令和5年4月17日（月） 13時15分開会
14時15分閉会

- ◇ **開催の場所** 鹿児島市立美術館アトリエ

◇ **出席者**

教育長	原之園 哲哉
委員	津曲 貞利
委員	小栗 有子
委員	立元 千帆
委員	前田 圭子

◇ **説明のため出席した者の職氏名**

管理部長	小村 真二	教育部長	佐土原 隆
総務課長	九反 大介	学校整備室長	岩坪 秀樹
施設課長	久保 浩一	文化財課長	圖師 みゆき
美術館副館長	池田 雅光	図書館副館長	小城 裕子
学務課長	鶴田 紋太郎	学校教育課長	中村 武司
学校ICT推進センター所長	木田 博	保健体育課長	池田 隆
青少年課長	吉元 利裕	生涯学習課長	西國原 学
少年自然の家所長	唐仁原 宏樹	中央学校給食センター所長	濱田 有希

◇ **書記**

総務課主幹	黒木 浩幸	総務課主査	上堀内 啓太
-------	-------	-------	--------

◇ 議事日程

- 1 開 会
- 2 会議成立の宣言
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会議の公開等について
- 5 議 案
 - 定第 1 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則廃止について〕
 - 定第 2 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則一部改正について〕
 - 定第 3 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市教育委員会の任命に関わる技能労務職員就業規則の一部改正について〕
 - 定第 4 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 5 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 6 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 7 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及び委嘱について〕
 - 定第 8 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命について〕
 - 定第 9 号議案 代決処分の承認を求める件
〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の委嘱又は任命の件〕
 - 定第 10 号議案 鹿児島市特別支援教育審議会委員の委嘱の件
 - 定第 11 号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件
 - 定第 12 号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件
- 6 報告事項
 - (1) 新 1 年生見学パスポートについて
 - (2) 桜島地域における義務教育学校の取組状況について
 - (3) 「明和校区における小・中学校の整備について（要望）」の提出について
 - (4) 陳情第 24 号「鹿児島市の『安全な学校給食』を求めることについて」に対する教育委員会の見解について
 - (5) 陳情第 25 号「市立中学校の給食費の無償化を求めることについて」に対する教育委員会の見解について
 - (6) 陳情第 26 号「市立小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めることについて」に対する教育委員会の見解について
 - (7) 市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了について
 - (8) 少年自然の家の食堂における食事代等の改定について
- 7 その他
- 8 閉 会

◇ 会議要旨

1 開会

教育長 ただいまから、令和5年度第1回教育委員会定例会を開会します。

2 会議成立の宣言

教育長 本日は全員出席し、定足数に達していますので、会議は成立しております。
本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

3 会議録署名者の指名

教育長 本日の会議録署名は、津曲委員と立元委員にお願いします。

4 会議の公開等について

教育長 会議の非公開について、本日審議する12の議案及び8の報告事項のうち、定第10・11号議案は今後の人事・人選等に係る案件、報告事項（4）から（6）は意思形成過程の案件、報告事項（7）は個人情報の保護を要する案件ですので、非公開で傍聴を禁止する取扱いとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、そのように取り扱います。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第10号議案 鹿児島市特別支援審議会委員の委嘱の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第11号議案 鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の委嘱又は任命の件

原案可決

【 本 議 案 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

- (4) 陳情第24号「鹿児島市の『安全な学校給食』を求めることについて」に対する教育委員会の見解について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- (5) 陳情第25号「市立小中学校の給食費の無償化を求めることについて」に対する教育委員会の見解について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- (6) 陳情第26号「市立小中学校の女子トイレに生理用品の設置を求めることについて」に対する教育委員会の見解について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

- (7) 市立学校におけるいじめの重大事態に係る調査の終了について

【 本 報 告 は 非 公 開 】

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

5 議案

定第1号議案 代決処分の承認を求める件

〔鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する規則廃止について〕

承認

教育長 それでは定第1号議案について、総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 議案つづりの1ページをご覧ください。定第1号議案、代決処分の承認を求める件は、「鹿児島市教育委員会の保有する個人情報の保護に関する

る規則の廃止について」、教育委員会事務委任等規則第4条第1項の規定に基づき代決したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものです。2ページをご覧ください。廃止する理由です。「鹿児島市個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則」の制定に伴い、教育委員会を含む行政委員会等も本年4月1日より当規則の適用対象となったことから、廃止するものです。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質疑等はありませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第1号議案につきましては原案どおりとすることでご異議ございませんか。
（異議なしの声）

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第2号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則一部改正について〕

承認

定第3号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部改正について〕

承認

教育長 定第2号及び定第3号議案については、関連する案件ですので、一括してご審議いただきたいと思っております。それでは、定第2号議案及び定第3号議案について総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 3ページをご覧ください。定第2号議案、代決処分の承認を求める件は、「鹿児島市立学校職員の職、休日休暇及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」、教育委員会事務委任等規則に基づき代決したのでこれを報告し、教育委員会の承認を得ようとするものです。改正内容については4ページを、新旧対照表については5ページをご覧ください。いずれも職員の定年引上げ等に伴い再任用、短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に改正するなど文言整理を行うものです。続きまして、6ページをご覧ください。定第3号議案代決処分の承認を求める件は、「鹿児島市教育委員会の任命に係る技能労務職員就業規則の一部を改正する規則について」、職員の定年引上げ等に伴い定第2号議案と同様の改正を行うものです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質疑はありませんか。
（なしの声あり）

教育長 なければ、定第2号議案及び定第3号議案については原案どおりとすること

にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長 ご異議もないので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第4号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 定第4号議案について、学務課長、説明をお願いします。

事務局(学務課長) 9ページ、10ページをご覧ください。第4号議案「鹿児島市立小中学校区審議会委員の解嘱及び委嘱について」をご説明します。人事異動に伴い、鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長の山下 紀紀、小中学校長の西田小学校校長の園田 あけみ、武中学校校長の鮫島 淳浩、市長部局職員の市民局市民文化部市民課長の小倉 和代を解嘱し、後任として4月1日付で、鹿児島女子短期大学附属かもめ幼稚園長の池田 俊彦、荒田小学校校長の鬼塚 仁、松元中学校校長の木原 敏行、市民課長の塘 正平を委嘱したものです。今回委嘱した委員の任期は、前任者の在任期間である6月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

教育長 なければ、定第4号議案については原案どおりとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第5号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市特別支援教育審議会委員の解嘱及び委嘱について〕

承認

教育長 定第5号議案について、学校教育課長、説明をお願いします。

事務局(学校教育課長) 12ページ定第5号議案、代決処分の承認を求める件についてご覧ください。今回の人事に伴い、鹿児島市立皇徳寺中学校長の小林 俊一郎並びに鹿児島市立武岡台小学校教諭の河野 由美子教諭、県立鹿児島聾学校の山下 いずみ教諭を解嘱し、後任として鹿児島市立郡山中学校長の内 健史、

谷山小学校の久保 愛子教諭、県立鹿児島聾学校教諭の鳥居 睦代をそれぞれ
4月1日付で委嘱したものです。今回委嘱した委員の任期は、前任者の在任期
間である6年4月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第5号議案につきましては、原案どおりとすることにご異議ご
ざいませぬか。
(異議なしの声あり)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**定第6号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市社会教育委員の解嘱及び委嘱に
ついて〕**

承認

教育長 定第6号議案について、生涯学習課長、説明をお願いします。

事務局(生涯学習課長) 15ページをお開きください。定第6号議案「鹿児島市社会
教育委員」をご説明します。人事異動に伴い、学校教育関係者の市小学校長代
表の西園 香緒利大龍小学校長と市立高等学校長代表の秋元 達也鹿児島玉
龍高等学校長を解嘱し、後任として4月1日付で、日高 京美中郡小学校長と
阿多 威文鹿児島玉龍高等学校長を委嘱したものです。今回委嘱した委員の任
期は、前任者の残任期間である6月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第6号議案につきましては原案どおりとすることにご異議ご
ざいませぬか。
(異議なしの声あり)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**定第7号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市公民館運営審議会委員の解嘱及
び委嘱について〕**

承認

教育長 定第7号議案について、生涯学習課長、説明をお願いします。

事務局(生涯学習課長) 18ページをお開きください。定第7号議案「鹿児島市公民
館運営審議会委員の解嘱及び委嘱」をご説明します。人事異動に伴い、学校教

育関係者で中央公民館の西園 香緒利大龍小学校校長他4人を解嘱し、後任として4月1日付で、原口 雅也大龍小学校校長他5人を委嘱したものです。委嘱後の任期については、残任期間である5月31日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、ご質問等ございませんか。

委員 今回の議案に関しては特に意見はないですが、任期が6月30日ということで、今後のことについて意見があります。公民館運営審議会委員の若返りというか、年齢を若くする改革を進めていただいていると認識しています。今後、公民館の利用のあり方、社会教育委員の方々からいろいろ意見が出ていると思いますが、それを踏まえた時にNPO関係者、あるいはもっと若い大学生等を、全ての公民館にというわけにはいかないと思いますが、新しい層に入ってもらうことにより活性化するかと思いますので、少しご検討いただきたい。また、今ちょうど桜島の小学校が変わってきている中で、今後、公民館との連携も大事かと思っておりますので、そことの連携を図ることも配慮いただけたらいいと思います。

事務局（生涯学習課長） 新たな任用については、社会教育委員が7月1日任用、公民館については6月1日任用ですので、その期間までご指摘のあった若手世代、NPO、そういった方々への委嘱も検討しながら進めていきたいと思っております。また、桜島公民館については、そのような状況を踏まえながら進めてまいります。

教育長 他にございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第7号議案につきましては原案どおりとすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第8号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命について〕

承認

教育長 定第8号議案について、少年自然の家所長、説明をお願いします。

事務局（少年自然の家所長） 26ページをお開きください。定第8号議案「鹿児島市立少年自然の家運営協議会委員の解任及び任命」をご説明します。人事異動に伴い、教育委員会事務局の学務課長の佐土原 隆、生涯学習課長の山下 久美子の2名を解任し、後任として4月1日付で学務課長の鶴田 紋太郎、生涯学習課長の西國原 学の2名を任命したものです。今回任命した委員の任期は、前任者の残任期間である4月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第8号議案につきましては原案どおりとすることにご異議ござ
いませんか。
(異議なしの声あり)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

**定第9号議案 代決処分の承認を求める件〔鹿児島市立学校給食センター運営審議会
委員の解嘱及び委嘱について〕**

承認

教育長 定第9号議案について、中央学校給食センター所長、説明をお願いします。
事務局(中央学校給食センター所長) 29ページと30ページをご覧ください。定第
9号「議案鹿児島市立学校給食センター運営審議会委員の解嘱及び委嘱」につ
いてご説明します。人事異動に伴い、市立学校の校長及び教職員である長田中
中学校長の末満 一二三を解嘱し、後任として4月1日付で同校校長の奥山 茂
樹を委嘱したものです。また同じく人事異動に伴い、衛生管理機関の代表者で
ある保健所長の泉尾 護を解嘱し、後任として4月1日付で同じく保健所長の
新小田 雄一を委嘱したものです。今回委嘱した委員の任期は、前任者の残任
期間である6月30日までです。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか

委員 今回の原案に意見はないですが、男女比率を見ていると、ここの女性比率が一
番高く、昔であれば喜ばしい形だと思うのですが、食に関することが女性に偏
っていると見えてしまうので、今後の課題としてご検討いただきたいと思いま
す。

事務局(中央学校給食センター所長) 今回の委員を見ますとこのような結果になって
いますが、普段はだいたい50%くらいになっていますので、7月から委嘱す
る場合は、また学校の方に依頼をかけてやっていきたいと思えます。

教育長 他にございませんか。
(なしの声あり)

教育長 なければ、定第9号議案につきましては原案どおりとすることにご異議ござ
いませんか。
(異議なしの声あり)

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

定第12号議案 鹿児島市指定文化財の指定に関する件

原案可決

教育長 定第12号議案について、文化財課長、説明をお願いします。

事務局（文化財課長） 38ページをお願いします。定第12号議案「鹿児島市指定文化財の指定に関する件」についてご説明いたします。「鹿児島市指定文化財保護条例」第4条第1項の規定に基づき、「新納 忠之介作 西王母像」及び「新納 忠之介作 西王母」を市指定文化財に指定しようとするものです。一つ目の「西王母像」ですが、種別は有形文化財の彫刻で、制作年は昭和17年、所在地は鹿児島市立美術館です。二つ目の「西王母」ですが、こちらも種別は有形文化財の彫刻で、制作年は昭和25年、所在地は鹿児島市立美術館です。39ページをお願いします。市文化財審議会からの3月24日付の答申分の写しで、2件とも市指定文化財に指定することについては適当であると認める旨の方針をいただいたところです。40ページをお願いします。昭和17年制作の「西王母」ですが、新納忠之介は明治元年に鹿児島市で生まれ、東京美術学校を卒業後、仏像修復に生涯を捧げた人物です。明治29年から昭和21年までの48年間に、2,631点の仏像や神像を修理するなど目覚ましい活躍をしています。こちらの像は高さが約77cmで、左足をやや前に出し、緩やかに体軀を回転させる流麗な構成で、女神としての軽やかさと品格を備えており、保存状態も良好です。向かって左側の方が昭和17年制作です。41ページをお願いします。昭和25年制作の「西王母」です。向かって右側です。高さが約49cmで左右対称の立ち姿で表現され、女神らしいふくよかさと威厳が感じられます。いずれも市指定文化財として十分な価値を有し得ることから指定したいと考えています。こちらは普段は収蔵庫やガラス越しの展示となっていますので、後ほどお時間がありましたら近くでご覧いただければと思います。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

（なしの声あり）

教育長 なければ、定第12号議案につきましては原案どおりとすることにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

教育長 ご異議ございませんので、本件は原案どおりといたします。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

6 報告事項

(1) 新1年生見学パスポートについて

教育長 報告事項（1）について、総務課長、説明をお願いします。

事務局（総務課長） 42ページをご覧ください。併せて、お手元に配付しています青のカードもご覧ください。新1年生見学パスポートについてご説明します。これは平成10年度から始めた制度で、趣旨は新1年生の入学を祝うとともに早い機会に子どもたちの自然、科学、文化、美術、歴史等への関心と興味を高め、各施設に慣れ親しむ契機となるよう入館料を免除するもので、対象施設は記載の13施設です。パスポートの有効期限は4月1日から8月31日までで、対象者は約5,700人となっています。以上です。

教育長 ただいまの説明について、何かご質問等ございませんか。
(なしの声あり)

教育長 よろしいでしょうか。



(2) 桜島地域における義務教育学校の取組状況について

教育長 報告事項(2)について、学校整備室長、説明をお願いします。

事務局（学校整備室長） 桜島地域における義務教育学校の取組状況についてです。報告事項関係資料の(2)をご覧ください。1の概要です。桜島地域における義務教育学校については、5年度から指導主事を学校整備室に新たに配置し、教育課程や各学校の交流事業等に取り組むこととしているところです。2の経緯をご説明しますが、5年2月28日で校名公募の締め切りを行いました。有効応募数372件のうち重複応募等を除いた351件が有効になっています。3月27日には整備検討委員会において基本設計の最終案をご説明しました。その際、これまでの案と少し変わったことがあり、体育館と公民館の位置を変更するということがありましたので、改めて4月のうちに基本設計の最終案について住民説明会を行いました。4月11日に整備検討委員会を開催して、基本設計案の了承及び校名の第1回目の絞り込みを行い、現在28件まで絞り込んだところです。今後のスケジュールですが、基本設計終了後、5月から実施設計を開始し、3月末の業務完了予定としています。また、校名については、複数案に絞り込んだ後に地域住民・保護者等から意見を伺い、10月までに整備検討委員会、教育委員会で校名案を決定し、12月議会に市学校条例の改正案を提出する予定としているところです。別紙の1から3をお付けしています。別紙1が、全体像がわかるイメージ図となっていますが、ここの左下のところが最初左側に体育館があったのですが、それを公民館と入れ替えて駐車場を利用する形で体育館を配置しているところです。これにより、スクールバスの乗り降りを体育館の横で考えていましたので、道路沿いでなく、安全に乗り降りができるところが利点になっています。また、これに伴い駐車場と体育館を一体化したイベントの活用、上に少し広場が設けられるようになりましたので、広場を一体的に活用できるのではないかと考えています。駐車場がもともと100台強あったのが、50台ぐらいに減りますが、周囲の駐車場を使うとこと

でイベント時の対応は考えています。通常時は50台あれば十分対応できると考えています。2ページ目ですが、メインの図書室、共用部等の図面です。柱のない造りになっていますので、フレキシブルな利用が可能と考えています。3ページ目に平面図、左側が1階、右側が2階になっています。こちらは後ほどご覧ください。また、後ろの方に模型をもってきていますので、終わってからお時間あればご説明いたします。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

委員 ワクワクする資料となっています。1つ確認したかったのは、森がありますが、これは学校の所有ですか。

事務局（学校整備室長） この森は学校の所有地ではありません。

委員 遊び場というのは、所有地ではないところも含めて描かれているのでしょうか。

事務局（学校整備室長） どちらかという和学校内の方を示しています。

教育長 よろしいでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(3) 「明和校区における小・中学校の整備について（要望）」の提出について

教育長 報告事項（3）について、学校整備室長、説明をお願いします。

事務局（学校整備室長） 「明和校区における小・中学校の整備について（要望）」の提出についてです。報告事項関係資料（3）をご覧ください。1の概要ですが、明和まちづくり協議会会長及び明和小学校・明和中学校PTA会長の連名で、同地域の小・中一貫教育を生かす内容の要望書が教育長に提出されたものです。2の経緯ですが、5年3月28日に明和まちづくり協議会の臨時理事会が開催され、小・中一貫教育の導入に関する内容の要望書を提出することが決定したとのことです。3月30日には教育長に対して、先程申し上げました連名で別紙の通りの要望書が提出されたところです。要望書の概要としては、校区内における中学校の存続、また英語教育を推進する教育課程特例校の認定など、特色ある小中一貫教育校の設置・検討を求めるものでした。4の今後の対応としては、教育委員会内の関係各課、明和小・中学校と協議し、小中一貫校の設置について検討していくところです。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。

委員 今後の対応のスケジュール感みたいなものがもしお分かりになれば。

事務局（学校整備室長） はっきりとスケジュール感が決まったところはないですが、まず関係各課で教育課程をどうしていくのか、メインが学校の方になると考えられますので、その辺の打ち合わせをして、建物をどうするかということも含めてスケジュールを今立てるところです。

委員 また報告があると認識しておけばよろしいでしょうか。

教育長 今要望を受けたという段階です。

教育長 それではよろしいでしょうか。

～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～ ～

(8) 少年自然の家の食堂における食事代等の改定について

教育長 報告事項（8）につきまして、少年自然の家所長、説明をお願いします。

事務局（少年自然の家所長） 報告事項資料（8）の「少年自然の家の食堂における食事代等の改定について」をご覧ください。まず経過について、新型コロナウイルス感染症下での利用者数の減少に加え人件費の上昇、食材費の高騰を受けて、今後も安定した食堂運営を図るため、5年4月1日から食事代の改定を行うこととしたところです。改定額についてですが、値上げ幅については今後食材費等の状況が不透明なこともありましたが、近隣社会教育施設の価格改定の状況等も鑑みて、1食あたり15%程度の値上げとしました。改定結果としては下記の表の通りです。5年度は、4年度からの業者が引き続き食堂の運営を行うこととしています。以上です。

教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございませんか。
(なしの声あり)

7 その他

教育長 最後に、事務局から何かありますか。

事務局 それでは、次回の日程についてご連絡いたします。次回の教育委員会定例会は、5月11日（木）16時から、市立科学館3階の企画展示室で開催を予定しております。以上です。

8 閉会

教育長 以上をもちまして、本日の定例会を終了します。

【以上】